

平成 30 年 3 月 1 日

会 員 各 位

高知県行政書士会  
会長 田岡 崇

高知警察署における車庫証明の取扱いに係る申し入れについて（周知）

下記 3 点につき高知警察署に申し入れを行ったところ、平成 30 年 2 月 16 日、回答をいただきました。

- ① 申請書を提出すると、端末で（問題がないか）確認が終わるまで受付してもらえないことについて
- ② 承諾書に、不動産会社等が管理者として承諾している場合、余白に地主の住所氏名の記載を求められることについて
- ③ 同じ場所で複数回車庫証明の申請をしたとき、以前の承諾書と今回の承諾書の内容が異なる場合の理由の確認方法について

記

① について

先に受け付けて補正等があった場合に後から連絡するとなると、補正のためにわざわざもう一度来ていただく必要があることから、あらかじめ申請内容の確認をさせていただいています。

基本的には、今後も申請内容の確認後、受付及び受付票の発行を行う取扱いとさせていただきたいところですが、繁忙期において一度に多数の申請を行う場合等、内容確認が終わるのをお待ちいただけないときは、窓口に出していただくことで直ちに申請を受け付ける取扱いといたします。

② について

この場合、地主の情報がわかれば書いていただきたいとの趣旨であり、これが書かれていないと受け付けない（車庫証明を交付しない）との扱いではありません。

③ について

今後は、もし申請の段階で行政書士が知っていれば、申請時に行政書士の口頭での説明に基づき、データを修正いたします。

申請の段階で行政書士が知らずに、受付後に発覚した場合は申請書の連絡先記載欄の連絡先（行政書士）に電話をして確認を行い、その説明に基づきデータを修正します。

それでも確認ができない場合は事情をよく知る地主等に連絡して確認し、データを修正いたします。

申請前に承諾書の内容に変更がないか確認することが可能な場合は、確認の上、申請していただけたらありがたいです。

\* 本回答は高知警察署における車庫証明の取扱いに関するものであり、警察署によって扱いが異なる場合があります。いずれの警察署に申請する場合においても、行政手続きの円滑な実施に寄与するという、我々行政書士の使命にもとることのないよう、官公署と十分なコミュニケーションを取りながら業務を進めることにご協力をお願いします。